関西ハイク山友会 会則

（名　　称）本会は「 関西ハイク山友会（やまともかい） 」と称する。

（目　　的）本会は、ハイキングから一般山行を主とする会で、会員が山歩きを楽しみ、一緒に汗を流し、感動を味わい、親睦を深め、健康な身体づくりに役立つ安全で楽しい山歩きを行う。

（所 在 地）本会の所在地は本会代表の住所とする。

（会　　員）本会は、会の目的に賛同し、入会申込書の提出・入会金の納入等所定の手続きを経て、運営委員会で入会を承認した会員により構成される。

（組　　織）本会には代表１名、副代表若干名の他、事務局、山行、会報、ホームページ、リーダーサポート（お助け隊）の各担当をおく。

（運　　営）本会は、会員の中から選出された運営委員が運営の任にあたり、会員がこれに協力する。運営委員の選出方法、任期、担当業務および運営委員会の具体的な運営方法は、運営委員の合議によりこれを定め「運営要領」に明記する。運営委員会の議長は本会の代表が務める。

（会　　報）定期的に会報を発行し、運営委員会で決定された本会の運営に関する重要事項、山行計画、山行報告等を会員に伝達する。ホームページにも掲載する。

（会計年度）11 月 1 日から翌年 10 月 31 日までの１年間とする。毎年度の収支実績は、事務局担当委員が作成し、運営委員会で承認後、会報にて会員に報告する。

（会費等の納入義務）

会員は会計年度末までに、翌年度の年会費を納入しなければならない。また、例会参加者は例会参加の都度、例会参加費を納入しなければならない。

（年会費の金額等）

年会費、入会金、例会参加費等の金額および徴収方法については、運営委員会で定め、「運営要領」に明記するとともに、会報にて会員に通知する。

（口座管理）年会費をはじめ全ての入金受け入れ口座の代表者は事務局担当委員とする。

（保　　険）本会としては例会山行中の事故を対象とする傷害保険には加入しない。

（自己責任）山行中の負傷等の事故は自己責任が原則で本会は責任を負わない。会員は個人で自分に適した傷害・山岳保険に加入する。

（退　　会）退会する場合は、文書または口頭にて事務局に退会する旨の連絡を行う。

（除　　名）本会の名誉を著しく傷つける行為や言動のあった場合は、運営委員会にて検討のうえ、除名することがある。

（施 行 日）本会則は平成 23 年 8 月 20 日より施行する。

（改　　正）本会則は運営委員会の合議により改訂することができる。

以　上

制　　定　　平成 23 年 8 月 20 日
一部改訂　　平成 26 年 8 月 18 日
一部改訂　　平成 29 年 8 月 21 日
一部改訂　　令和 6 年 5 月 21 日